

環境や自然生態系の保全に向けた採石法の充実強化について

東海部会提出

説明担当 尾鷲市

(提案理由)

三重県は日本有数のリアス式海岸を有し、特に県南部は背後に峻険な紀伊山地をひかえ、丘陵、平地がほとんどないまま熊野灘に面していることから、自然の良港が数多く形成されており、その近海では多種多様な水産物が水揚げされ、タイ、ハマチ等の養殖も盛んにおこなわれるなど豊かな自然の恵みを享受しています。

一方、年間降雨量は約 4,000 mmにも達し、日本一、二を競う多雨地帯でもあります。

このような自然環境の中にあつて、採石事業に伴う土砂の流出により濁水が発生し、魚類養殖、定置網漁業、刺し網漁業等に甚大な被害をもたらせ、石材運搬作業、船舶への積み込み作業による粉塵・騒音等の発生により、付近住民、事業所等の環境劣化につながっています。

この事業は一旦事業に着手すると、長期間にわたり岩石の採取をおこなうことから、一度失われた自然環境や景観などを取り戻すことは容易なことではありません。

採石業は、採石法に基づいて採取計画が審査・認可されています。

その認可権者は県（都道府県）となっており、認可にあたっては採取事業が行われる市町村長の意見を聞き（採石法第 33 条の 6）、各都道府県知事が認可の判断をすることになっています。

しかし、採石法には「認可にあたっては市町村長の意見を尊重しなければならない」旨の規定はなく、また、認可基準として採石法第 33 条の 4 に「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認める時は、認可をしてはならない」旨の規定がされていますが、同条の運用をめぐっては、全国において被害のおそれを理由に開発計画を不認可とされた業者が、その処分を不服として認可権者を相手に裁判に至っている事例もあり、また中には事業遅延などを理由とする高額の損害賠償訴訟を提起される事例も起きています。

このような実態を踏まえ、環境や自然生態系の保全について更に厳密な採取計画の提出を義務づけるとともに、同法に違反した場合の罰則規定を新たに加える等、採石法の改正を強く要望します。